

2. 厚生労働大臣が定める揭示事項等

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。生活保護・労災保険の指定医療機関となっています。

【基本診療科等】

- * 地域一般入院料 3
- * 救急医療管理加算
- * 診療録管理体制加算 3
- * 看護補助加算 1
- * 後発医薬品使用体制加算 1
- * データ提出加算
- * 看護配置加算
- * 認知症ケア加算 3
- * 地域包括ケア入院医療管理料 2
- * 看護職員処遇改善評価料
- * 外来・在宅ベースアップ評価料
- * 入院ベースアップ評価料
- * 医療 DX 推進体制整備加算
- * 入院時食事療養 1

【特掲診療科等の施設基準等】

- * CT 撮影及び MRI 撮影
- * がん治療連携指導料
- * 「第 14 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院
- * 運動器リハビリテーション料 1
- * 脳血管疾患等リハビリテーション料 2
- * 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術
- * 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造設術）